

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月17日
照会部署名 愛媛事務センター 管理・厚生年金適用G
照会担当者 アシスタントインストラクター 管理・厚生年金適用G長 影内 聰志
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 山下

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-7	本部受付番号 No. 2010—706
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

全喪届の添付書類「第三者等の確認書類」について (平成22年5月7日回答 No2010-393 関連)	
--	--

(内容)

平成22年5月7日回答の疑義照会No2010-393に関連した疑義照会です。
次の添付書類は全喪届の添付書類として有効な「第三者等の確認書類」と認められる(事後調査は不要)でしょうか。
平成15年11月12日付庁保険発第1112001号通知、平成16年9月24日付社会保険庁運営部医療保険課長事務連絡において、①雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写(公共職業安定所)、②解散登記の記載がある登記謄本の写(地方法務局)以外の「第三者の確認がある書類」についての具備要件並びに具体例が示されていないため疑義照会するものです。

事例1 県教育委員会の解散許可書(県教育委員会の公印有)

《文面抜粋》

申請のあった財団法人〇〇学校給食会の解散及び残余財産の処分については、申請のとおり平成22年3月31日をもって解散すること及び残余財産を処分することを許可する。

事例2 漁業協同組合の合併契約書(立会人の市長の公印有)

《文面抜粋》

合併により甲（漁協）は存続し、乙（漁協）は解散する。

合併期日は平成22年4月1日とする。

※ 契約書の最終頁に当事者甲乙の記名押印、立会人〇〇市長の記名押印

〔事務センターの見解〕

事例1について

「解散申請書」の場合は、その後の結果確認が必要であるが、申請結果として発行された「解散許可書」であることから、第三者の確認書類として有効で事後調査は不要と考えます。

事例2について

当事者甲乙の合併（解散）契約書であるが、立会人として市長の公印が押印されていることにより、第三者の確認書類として有効で事後調査は不要と考えます。

（ブロック本部回答）

見解のとおりと思われるが、当該疑義の内容が諸規程等において明らかにされていないため、品質管理部品質管理グループへの照会をする。

回答日 平成22年6月25日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

(本部回答)

お示しいただいた資料であれば、ご見解のとおり第三者の確認がある書類として妥当である。

回答日 平成22年8月6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上

届書コード	102	届書
-------	-----	----

健康保険
厚生年金保険 適用事業所全喪届

所長	次長	課長	係長	係員

○記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※印記入しないでください。

①事業所整理記号	②事業所番号	送信	③全喪年月日	④全喪の原因	送信	⑦事業所名称	
		①②③	平成 年々月日 平成 22年03月1日	解散 ① 住道退院可 4 休業 2 稽定期全喪 5 合併 3 その他の 7 一括適用 8			
⑤全喪後の連絡先			⑥全喪の事由				
住所 氏名 電話番号				事業の廃止			
⑧事業再開見込年月日		⑨備考					
平成 年 月 日							

平成 年 月 日 提出

事業所所在地	〒
事業所名称	財団法人
事業主氏名	理事長
電話	(局) 番

受付 10.4.2 日本年金機構 受付窓口 2010.4.1 日本年金機構 受付窓口 2010.3.31 日本年金機構
社会保険労務士の提出代行者印

受付
2010.4.1

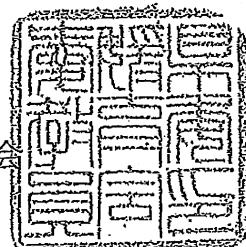
県教育委員会指令○教保第○号

財団法人[REDACTED]

平成22年2月22日付けで申請のあった財団法人[REDACTED]の解散及び残余財産の処分については、申請のとおり、平成22年○月○日をもって解散すること及び残余財産を処分することを許可する。

平成22年○月○日

教育委員会



届書コード
102
届書

健 康 保 険
厚 生 年 金 保 険 適用事業所全喪届

所長	次長	課長	係長	係員
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

名簿

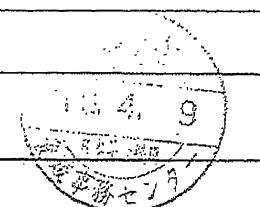
○記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
印欄は記入しないでください。

①事業所整理記号	②事業所番号	③全喪年月日	④全喪の原因	⑦事業所名称
[Redacted]	[Redacted]	送信 平成 22年04月01日	解散 1 休業 2 合併 3 既退社認可 4 認定全喪 5 その他 7 一括適用 8	送信 漁業協同組合
④全喪後の連絡先		⑤全喪の事由		
住所	[Redacted]		合併により解散する。	
氏名	[Redacted]		[Redacted]	
電話番号	[Redacted]		[Redacted]	
⑥事業再開見込年月日	⑦備考			
平成 年 月 日	[Redacted]			

平成 22年 4月 6日 提出

事業所所在地	〒 [Redacted]
事業所名称	漁業協同組合
事業主氏名	代表理事組合長 [Redacted]
電 話	([Redacted]) [Redacted] 番

受付印
2010年4月6日
社会保険労務士の提出代行者印



口座はおいておくといふ。
窓口がくれん。

合併契約書

漁業協同組合
漁業協同組合

合併契約書

[甲]漁業協同組合（以下「甲」という。）及び[乙]漁業協同組合（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 合併により、甲は存続し、乙は解散するものとする。

（基本事項）

第2条 組合の基本となる事項は次の通りとする。

〔事業〕

一、 組合の行う事業は、甲の定款に規定する事業とする。

〔名称〕

二、 組合の名称は、[甲]漁業協同組合とする。／

〔地区〕

三、 組合の地区は、甲及び乙の定款に定める地区とする。

〔事務所〕

四、 組合の主たる事務所は、今治市[甲]先に置く。又、従たる事務所を今治市[甲]に置く。

〔組合員の資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定〕

五、 組合員の資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定は、甲の定款に規定する通りとする。

〔出資1口の金額、払込方法及び最高限度額〕

六、 新組合の出資1口の金額は、10,000円とし、全額一時払込みとする。
ただし、1組合員の有することのできる出資口数の最高限度は200口とする。

〔経費の分担に関する規定〕

七、 経費の分担に関する規定は、甲の定款に規定する通りとする。

〔剰余金の処分及び損失の処理に関する規定〕

八、 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定は、甲の定款に規定する通りとする。

〔準備金の額及びその積立ての方法〕

九、 準備金の額及びその積立ての方法は、甲の定款に規定する通りとする。

〔役員の選出方法及び定数並びに任期〕

十、 組合の役員は、定款附属書役員選任規程の定めるところにより、総会においてこれを選任する。

イ、 新組合の役員として理事7人、監事4人を置く。ただし、合併初年度（合併後、速やかに行われる役員選任から平成23年通常総会まで）については、理事11人、監事5人とする。

ロ、 組合を代表すべき理事は、理事会の議決により理事のうちから選任する。

ハ、 理事は、理事会の議決により組合長1人及び副組合長理事1人を選任する。

二、 役員の任期は3年とする。

〔事業年度〕

十一. 新組合の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

〔公告の方法〕

十二. 公告の方法は、甲の定款に規定する通りとする。

〔出資の割当〕

第3条 甲は、合併に伴い、合併期日現在の乙の組合員に対し、その乙に対して有する出資持分2口に対して、出資1口の割合をもって甲の出資（出資1口金額10,000円）を割り当てるものとする。ただし、割り当てるべき甲の出資に1口未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

〔合併の期日〕

第4条 合併期日は、平成22年4月1日とする。ただし、同日までに合併手続を完了することが困難な場合には、甲、乙協議のうえこれを延期することができる。

〔財産の引継ぎ〕

第5条 乙は、平成20年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、合併期日において乙の有する資産及び負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

〔組合財産の善管注意義務〕

第6条 乙は、本契約締結後合併期日に至るまで善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議のうえこれを行わなければならない。

〔増加すべき利益準備金等〕

第7条 甲の合併期日現在で有する利益準備金等に乙の合併期日現在で有する利益準備金等を引き継ぐもの（同科目に）とする。

〔職員の引継ぎ〕

第8条 合併期日現在の乙の職員は、全員を甲に引き継ぐものとする。

〔合併承認総会〕

第9条 甲及び乙は平成22年2月10日までにそれぞれ合併総会を開催し、本契約書の承認及び定款の規定の承認並びに合併に必要な決議をするものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえこれを変更することができる。

〔漁場の行使方法〕

第10条 組合における共同漁業権の行使方法は、甲及び乙の従前の例によるものとする。

〔漁業権の管理〕

第11条 共同漁業権又はこれらに関する物件の設定、得喪又は変更並びに漁業権行使規則の制定、変更及び廃止の議決権限を甲及び乙ごとに設置する「総会の部会」（水

産業協同組合法第 51 条の 2 の規定) に委ねるため、組合の定款にこの関連条項を盛込み、合併後速やかに、臨時総会を開催し、同部会の設置について議決するものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

12 条 本契約の締結の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲・乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約以外の事項)

13 条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に反しない限りにおいて、甲・乙協議のうえこれを決定し、執行することができるとしている。

(合併契約の効力)

14 条 本契約は、第 9 条に定めるところにより、甲及び乙の総会の承認を得、かつ、行政府の合併の認可を受けたときに、その効力を生じるものとする。

本契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 2 月 9 日

(当事者)

■ 漁業協同組合
代表理事組合長 ■

(当事者)

■ 漁業協同組合
代表理事組合長 ■

(立会人)

■ 長 ■

(立会人)

■ 信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ■